

鳥取県告示第69号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成22年2月12日から同月26日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市役所（鳥取市尚徳町116）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成22年2月26日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路1・3・1号智頭鳥取線

鳥取都市計画道路3・3・2号西円通寺裁判所線

鳥取都市計画道路3・4・7号停車場滝山線（変更前 停車場卯垣線）

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 鳥取都市計画道路1・3・1号智頭鳥取線

変更する部分

鳥取市西円通寺、長谷、倭文、玉津、横枕、竹生、上味野、下味野、北村、服部、本高及び菖蒲

(2) 鳥取都市計画道路3・3・2号西円通寺裁判所線

変更する部分

鳥取市西円通寺、長谷、円通寺、八坂、国安、叶、叶一丁目、宮長、吉成、吉成一丁目、吉成三丁目、吉成南町一丁目、吉成南町二丁目、富安、富安一丁目、天神町、扇町、幸町、東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、元町、川端二丁目、川端三丁目、元魚町一丁目、元魚町二丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、元町二丁目、元町三丁目、片原二丁目、片原三丁目、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目及び西町四丁目

(3) 鳥取都市計画道路3・4・7号停車場滝山線

変更する部分

鳥取市東品治、永楽温泉町、吉方温泉三丁目、吉方、吉方温泉四丁目、立川町五丁目、立川町六丁目、卯垣三丁目、卯垣四丁目、卯垣二丁目、卯垣、卯垣五丁目及び滝山